

東洋學報 第五十九卷第一・二號 昭和五十二年十月

論說

清の柳条辺牆について

——メリホフ説批判——

吉 田 金 一

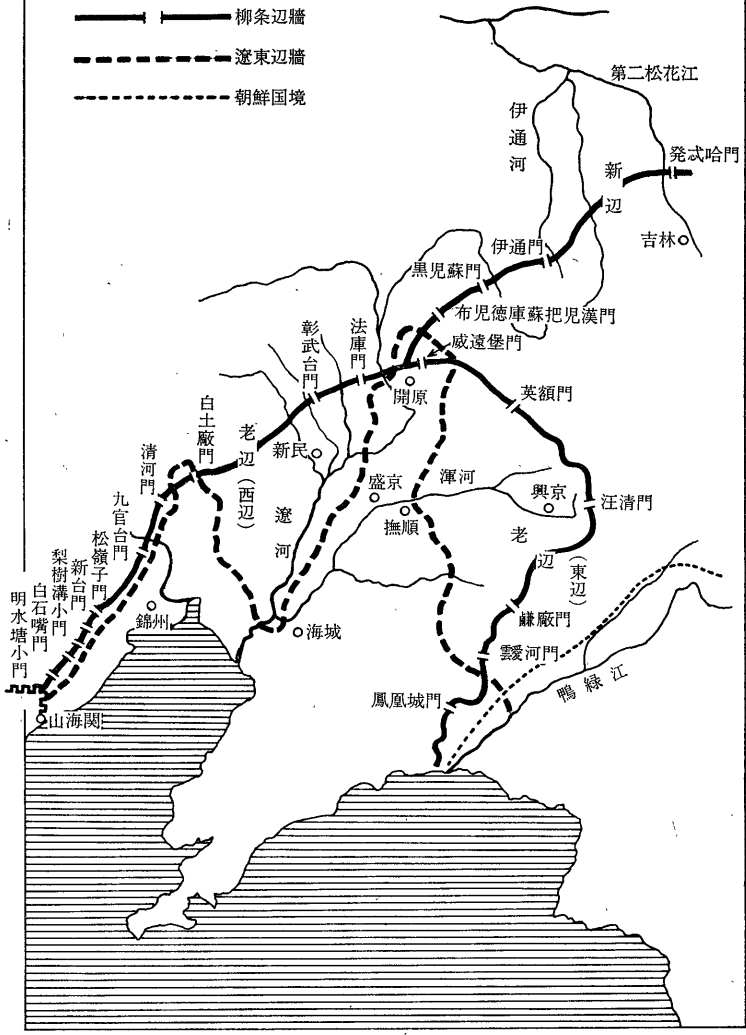
一

明国は滿洲南部に遼東辺牆を廻らしていた。これは遼河流域、遼西、遼東東部から成り、正統七年（一四四二）ごろからまず遼河流域と遼西に建設し、ついで成化三年（一四六七）ごろから遼東東部に建設したものである。その目的は、ウリヤンハや滿洲族の侵寇から、遼東、遼西に進出した漢族の植民地と、中国本土からこれに通ずる通路を守ることであつた。⁽¹⁾

清国もまた滿洲に柳条辺牆を築いた。これは順治・康熙の時代に、モンゴル人、朝鮮人の浸透を防ぐためであつ

明の遼東辺牆と清の柳条辺牆

- |—— 柳条辺牆
- - - - 遼東辺牆
- · - · 朝鮮国境



たといわれる。柳辺紀略によれば次のような簡単なものであった。

いま遼東は、みな柳条を挿して辺と為す。高きものは三四尺、低きものは一二尺、中土の竹籬のごとくにして、壕をその外に掘る。人呼んで柳条辺と為し、又条子辺ともいう。

この柳条辺牆は明の遼東辺牆の外側に拡張され、東では興京、西では新民を辺内に抱えこむようになった。この開原を頂点とする三角形の東と西の二辺は、「老辺」あるいは「盛京辺牆」と呼ばれたが、柳条辺牆にはそのほかに「新辺」と呼ばれる部分があった。これは老辺の頂点から東北方へ一直線に延びた辺牆で、第二松花江を越えた所が終末点になっていた。⁽²⁾老辺と新辺は康熙二十三年（一六八四）版盛京通志の盛京輿地全図に図示され、その二一の辺門の名称、所轄などもその巻一一に列挙されている。⁽³⁾

かねてからソ連では、この柳条辺牆は清帝国の北の国境線であったと主張してきたが、一九七四年、G. V. Melikhov は「東北の満洲人（十七世紀）」の中で、その根拠を詳しく説明している。⁽⁴⁾その要点は概ね次の通りである。

二

一、清の入関後の順治（一六四四—一六六一）初年から、盛京の地は荒廢に帰してしまった。北方最前線の寧古塔については、順治二年（一六四五）にその総管官を三品にするという記録があるが、その後は寧古塔昂邦章京が設けられる順治十年（一六五三）まで、七年以上にわたって、実録には何も記載されていない。或いは清はその間、

寧古塔を放置 *ostavit* したのかも知れない。⁽⁵⁾ しかし対ロシア作戦が開始されると、順治帝は「寧古塔は辺疆の要地に係る」(世祖実録一二三)として重要視するようになったが、この時期になっても盛京の地は事実上完全に放棄され、この地に関する地理的知識も多くは失なわれてしまっていた。順治十八年(一六六一)の奉天府尹張尚賢の、有名な根本形勢疏はこのことをよく教えてくれる。⁽⁶⁾ この疏の中でかれは盛京の地の境界は捍禦し難いから、外患を弭^すずするためには隄防を籌画すべきであり、その腹裏は荒廢しているから内憂を消すためには根本を充実すべきであると述べている。これを見ると、「清帝国の辺境は明らかに無力化され、放棄され、外国の攻撃に対して無防備であり、「国境は哨所とか、守備兵のようなもので標示されてはいなかった。」なおこの疏には、清の公的文書としては初めて、盛京の境界を、東は興京、北は開原と書いているにもかかわらず、他方では盛京の形勢は東西、南北ともに千余里と書いているところを見ると、国境は漠然としたものであった。これも滿洲人がこの方面の地理をよく知らなかったことを示している。⁽⁷⁾ 張尚賢の疏があつたためか、康熙元年(一六六二)には、奉天と寧古塔の昂邦章京を、遼東將軍、寧古塔將軍と改称して、清は東北の軍事権力の強化を開始し、康熙五年(一六六六)に寧古塔を旧城から新城に移し、康熙十五年(一六七六)には寧古塔將軍を吉林に移し、寧古塔には副都統が留まつた。こうして寧古塔と吉林は北方に対する重要な戦略拠点となつたけれども、寧古塔將軍の所轄区域については、康熙二十三年版盛京通志までは、はっきり記録されたものがない。⁽⁸⁾

二、滿洲人が東北地区の地理的知識を失っていたことは、康熙十六年(一六七七)に武默納に長白山の調査を命じたことによつてもうかがわれる。長白山は祖宗発祥の地だけれども、今これを確知する人がないから調査をした

といわれているが、朝鮮と分界するためにこの地域の実地調査が必要であったことも見のがしてはならぬ。このように吉林の南東方面の地理さえわからなくなっていたのだから、盛京の地の実際の国境がはっきりしなかったのも当然のことである。かかる状況は、実に一六七〇年代半ばまで続いた。

「この時まで清帝国の東北地区の国境については、公式の行政手続きは何一つ履まれていないばかりでなく、国境監視所とか監視兵の線のようなものでさえも何もなかったもので、その国境は外部からの侵入や浸透に対して、完全に明けっ放しであった。それで清は一六七〇年代末にかけて、東北地区の自国の領土について行政的に規定する必要性を痛感した。このように国境強化対策が焦眉の急の問題になってきたのは、ロシア人が沿黒龍江に大規模な進出を行なってその領有に成功し、ロシア政府もまた現地黒龍江の住民の懐柔に成功したので、清政府が不安の念に駆られたためである。」

また清では流徙人も「一六七〇年代までにその数があまりに多くなり、かれらを意のままに統制する実際上の手段が必要になった。それで盛京の地を防衛するために、新しい国境防禦線の建設を開始した。この国境防禦線は「柳辺」と呼ばれ、建設を担当したのは、盛京將軍である滿洲人安珠瑚であった。

安珠瑚伝によれば、かれは「康熙十七年（一六七八）に」將軍に陞せられて奉天に来て、辺界を巡視し、東北地区の帝国の領土の国境を平均二〇里展ひらげることを題請した。防禦線は、土地の起伏をうまく利用して現地の材料で建設され、延長はほぼ九〇〇里に達した。この連綿と続く国境城壁は、場所によっては石、大量の碎石、丸太でつくられ、また煉瓦でつくられたところもあった。ある場所ではこの城壁はスサ入りの粘土か、柵であった。またあ

る場所では、建設するのに二重の高い柳条の柵が使われたので、この国境は柳条辺牆と呼ばれるようになった。この二重の木柵の間には土が詰められた。辺牆の外側からは深い壕が掘りあげられた。従ってこの新国境は決して不完全なものではなく、建設には数年かかり、当時としては強力な防衛線であった。

柳条辺牆は山海関の南西から起り、北方で威遠堡に達し、南東では滿洲の前の首都興京の地と旧建州の全域を清帝国の内地に包み込むことよって、かつての明の遼東の境界を拡張した。南では柳条辺牆は鳳凰城に達し、寧古塔は吉林と同様に、柳条辺牆の外側の、いわゆる辺外の地に取り残された⁽¹¹⁾。」

「柳条辺牆は、一六八〇年代初めまでに、清帝国の東北辺境において、正式に清帝国の構成内に入った領域を決定したが、この辺牆の全線に亘って国境監視兵と監視所が配置された後、国境線からの出門に関して、厳重な規則が定められた⁽¹²⁾。」

三、A、「この後十八世紀の第一・四半期になって、この辺牆を補う威遠堡から堯志哈門までの、延長約六九〇里の「新辺」が建設された。この「新辺」は地面に插し、互いに結びあわされた柳条から出来ていたので、「柳条辺」と呼ばれた。「新辺」はモンゴル人の牧地と一七二六年に設置された吉林省 *Girinskaja provintsija* を分界した。(Bichurin, N. Ia. *Statisticheskoe opisanie kitajskoj imperii*, Peking, 1910, ch. 2, str. 27-28)⁽¹³⁾」

B、「康熙二十三年（一六八四）版盛京通志には、この上なく完全な地図が附いているが、こんな地図は恐らくその初版本には附いていなかったものと思われる。というのは、この地図は明らかに遙か後世になって作られたものに違いないからである。初版本は地図なしで出版されたか、十七世紀の地図が附いていたとすれば、後になって

改版する時に、これを別のものと取り替えたに違いない。⁽¹⁴⁾」

C、「康熙二十三年版盛京通志に附いている「盛京輿地全図」その他の地図の正確な作成日付はわからないが、それがこの盛京通志が纂修された時よりも後のものであることは疑問の余地がない。これを証明するのは、次の事実である。松花江の水源が明瞭になったのは、長白山へ特別の探検隊が何度か派遣された後の、一六九〇年にかけてである。実際に盛京通志の「長白山図」には、松花江の水源がすべて柳辺紀略に列挙されている通りの順序で示されているのである。また「盛京輿地全図」には、柳条辺（一七二六年）が描かれているし、地図に載っている住民地を同定してみても、この地図が後になって作られたものだとということがはっきりわかるのである。⁽¹⁵⁾」

四、「現実には清帝国の構成に入っていたのはこの広い地域の中央部、すなわち奉天等処將軍の所轄地だけであった。この所轄地はまさに清が建設した防衛線である柳条辺牆によって区画されていた。盛京通志の「疆域に関する」この記事は、満洲人自らが一六八〇年代の清帝国の東北地区の現実の国境を正式に認めたものとして注目に値する。⁽¹⁶⁾」

「かくして「寧古塔將軍の所轄の」寧古塔地区と吉林地区は、満洲人がそこで活動していたにもかかわらず、明らかにこれまで通り正式には清帝国の構成内に入っていなかった。これらの地区は雍正四年（一七二六）までは、府州県などの行政区画が施行されない辺外の地 *vneshtaiia territoria* として取り残されていた。⁽¹⁷⁾」

「満洲人は……愛琿に築城し、康熙二十二年（一六八三）十二月、黒龍江將軍の職を設けた。康熙二十三年（一六八四）版盛京通志は、この時までには黒龍江將軍の所轄となった領域については何も伝えるところがない。……は

つきりしているのは、満洲人がこの時までこの領域についてはなお何も知らなかったことである。盛京通志には『愛理城は「盛京」城の北、辺外の黒龍江岸に在り。康熙二十三年、旨を奉じてここに築城す。將軍・副都統を設けて駐防す。辺よりここに至る、千余里。其の站道の設立、未だ定まらず。其の山川城池、未だ詳査を奉ぜず。なお統載を俟つ』とあるだけだからである。⁽¹⁸⁾

柳辺紀略は、盛京・寧古塔・黒龍江將軍の「十八世紀前半の状況について次のように書いている。」「盛京將軍奉天府尹の所屬は、東は興京に至り、……北は發志哈門柳条辺に至り、東北は威遠堡門に至り、京二、府二、州三、県七、城一を設く。」「以上皆入版図。」「寧古塔將軍の所屬は……北は發志哈辺に至る。」「愛渾將軍の所屬は、東は海に至り、西は你不楮阿羅斯界に至り、南は寧古塔界に至り、北は海に至る。」「以上不設郡県、無版図、羈縻之國居多焉。」(Melikhov 記) Na vsekh etikh zemliakh ne uchrezhdalis' okruga i nezdy, oni ne vklucheny v territoriiu imperii, i bols'hiu chast' ikh zanimaut zemi tszimi. 以上の地には郡県がなく、帝國の領土に入っておらず、その大部分は羈縻の国である。⁽¹⁹⁾

「寧古塔將軍と黒龍江將軍の領域が十八世紀の第一・四半世紀においてさえも、なお実際にはいわゆる羈縻の国であったという上述の資料は、極めて重要である。柳辺紀略の証言は、この領域(その全域ではなく、吉林の一部だけではあるが)を清帝國の構成の中に入れようという最初の試みが、ようやく雍正四年(一七二六)になつて行なわれたということを確証する。ということは、一六八九年のネルチンスク条約の締結後も、長い間、これらの領域が實際は清帝國の構成内に入っていなかったということである。⁽²⁰⁾」

以上の Melikhov 説は、「辺境の要地」として重視された寧古塔、そこに駐防するれっきとした寧古塔將軍、さらには康熙二十二年に寧古塔將軍の管轄地を割いて置かれた、ロシアに対抗するための黒龍江將軍、この兩將軍の所轄地が十八世紀の初めまで、實際は清國領ではなかったというのだから奇妙である。しかし奇妙というだけでは解決にならないので、とりあえず右に要約した Melikhov 説を、柳条辺牆をめぐる三点に絞って批判し、かれの誤りを正したいと思う。

一、清國は入関後、滿洲の地を放置して、辺牆などはつくらなかったが、康熙十七年（一六七八）になって初めて盛京將軍安珠瑚が、明の遼東辺牆を拡張して柳条辺牆を建設した。その建設には数年かかり、一六八〇年代初めに完成したという説について。

この説は左記の安珠瑚伝（八旗通志初集一五一）を唯一の根拠にしている。

是の年「康熙十七年」奉天將軍に陞る。……既にして奉天に至り、境界を巡視して題請し、境界を展ひらぐること二十余里、横は数千里に亘り、木柵を立て隘口ゐを為り、兵を設けて防守す。……二十二年、疾をもって休を乞い旨に忤まがらう……

これだけでは巡視した辺牆が明の遼東辺牆だとはいえないし、展ひらびした場所、改修あるいは構築した辺牆の範圍、その所要年数など具体的なことも何もないから、右の Melikhov 説はそのままは認めることができない。

反対に、清はやくから遼東辺牆の改修に着手していたという資料がいくつかある。

崇徳三年（一六三八）四月辛丑、戸部承政英俄爾岱……所理せる国事をもつて具奏して言う。臣等鳳凰城・驪場・攪盤等の処に往き、辺境を開拓せり。鳳凰城より驪場に至る、攪盤より鳳凰城に至るは新たに辺界を開き、旧界に較べ各々五十里を拓出せり。此の二百里は釘椿繩索を応用とするも、鳳凰城は応用の敷かざらんことを恐れ、沿辺の四城をして均力協濟せしむ。又蓋州に開り熊耀（はじま）に至る、新たに辺界八十七里を開き、旧界に較べ四十八里を拓出し、其の釘椿繩索は両城の人をして均辦せしめたり。⁽²¹⁾

右は恐らく明の遼東辺牆を外側に拡張した記録である。鴨緑江下流の攪盤から鳳凰城を経て驪場（驪廠）までの東辺と、遼河河口の海州（海城）に近い西辺で工事を行なったものである。

また Melikov が引用している張尚賢の根本形勢疏には、次のように述べられている。

独り広寧の一城は……北すれば我が朝、新插の辺に至り、相去ること数十里。⁽²²⁾

Melikov は「新插の辺」を *vnov' ustanovlenaiia pri pravishchei dinastii [Tsin] linia granitsy*（現王朝〔清〕の治世に新たに定められた国境線）と訳し、何の説明も加えていないので、これを辺牆と考えたのかどうかわからないが、柳条辺牆については、「插、柳条為辺」（柳辺紀略一）とか、「插、柳結繩」（扈從東巡日録）とか、「插」の用例が多いから、この新插の辺は柳条辺牆である確度が高い。

以上は順治十八年（一六六一）五月の疏であるが、同年十二月には次のような論がある。

兵部に諭す、盛京の辺外居住の莊村は、俱に居を辺内に移さしめよ。其の錦州以内、山海関以外はまさに辺界

を展ぐべし。議して奏せしむ。⁽²⁴⁾

右の二つの資料は、順治末、康熙初めに、辺牆の新設と展辺計画があったことを教えてくれる。

次に辺門関係の資料である。辺門は辺牆があつての辺門であるから、辺牆の歴史と無関係であるはずがない。それで乾隆元年（一七三六）版盛京通志で、辺門と辺門職官の設置年を調べてみると次の通りである。

辺門設置年のわかるのは、二一のうち左記の一〇である。⁽²⁵⁾

順治八年（一六五一） 白石嘴門

康熙元年（一六六二） 発庫門

康熙十四年（一六七五） 松嶺子門 新台門

康熙十五年（一六七六） 白土廠門 清河門 九官台門

康熙十八年（一六七九） 梨樹溝小門 明水塘小門

康熙二十六年（一六八七） 彰武台門

次に辺門職官の設置年であるが、辺門には防禦、筆帖式、門尉の職官が置かれていた。一つの辺門の中で、三つの職官の設置年に前後があるばあいは古い方を取った。設置年の記載があるのは、二一辺門のうち一七である。⁽²⁶⁾

順治十一年（一六五四） 法庫門 彰武台門 清河辺門 白土廠小門 長嶺山門 新台門 九官台門 松嶺門

梨樹溝小門 鳴水塘小門 威遠堡門

康熙十一年（一六七二） 鳳凰城辺門 驪河門 興京辺門 麟廠門 英額門

清の柳条辺牆について 吉田

康熙十八年（一六七九）白石嘴門

辺門とその職官の設置年が食い違っているのは、辺門の位置は展辺などで移転するので、辺門の設置年は現位置の辺門のそれを記録しているのに対し、辺門に勤務する職官の設置年は辺門の位置が変更しても変りがないからであろう。それで職官の設置年を基準として考えると、老辺のうち西辺の一一の辺門は順治十一年（一六五四）、東辺の五つの辺門は康熙十一年（一六七二）だから、これをそれぞれの柳条辺牆を整備した年としてよからう。白石嘴門だけはこの中で特殊の経歴を持っているので、一概には論ぜられないようである。⁽²⁷⁾これによって順治十八年（一六六一）に張尚賢が、「我が朝新插の辺」と言ったのは、順治十一年整備の老辺の西辺であることがわかるし、安珠瑚が康熙十七年（一六七八）以降に展辺したのは、せいぜい梨樹溝小門、明水塘小門附近であったこともわかるのである。

要するに明の遼東辺牆を大きく修正した、柳条辺牆の老辺または盛京辺牆といわれる部分は、西辺は順治十一年に、東辺は康熙十一年に整備を終え、その後も展辺によって改修が行なわれたのである。従って清の入関以来放置されていた東北地区に、康熙十七年（一六七八）になって初めて、安珠瑚が明の遼東辺牆を拡張して柳条辺牆を建設したという説は誤りであり、安珠瑚が行なったのは、恐らく展辺による部分的改修、全面的な修理、補強の工事で、その所要年数などはわからないのである。また Melnikov はこの時安珠瑚が建設した辺牆は「当時としては強力な防衛線であった」⁽²⁸⁾というが、その誤りは後段で指摘する。ただ問題として残るのは、新辺の新建設に安珠瑚が関係したかどうかという点であるが、これについては次項で取りあげる。

二、安珠瑚が建設した柳条辺牆は、老辺または盛京辺牆といわれる部分だけで、新辺は雍正四年（一七二六）の建設であるという説について。

新辺一七二六年建設説もまた左記の Bichurin jakinf (Hyacinth) の文を唯一の根拠としている。

盛京省は、南は鳳凰城から起り、北行して開原に至り、更に南西に転じて山海関に達する全長一九五〇里の辺牆 Bian'tsian' で囲まれている。この障壁 stena は二列の柵 tyn から成り、その間に土が詰めてあり、モンゴルへ出入する辺門 pogramichnye vorota が十二ある。開原県の威遠堡から東方へ永吉州 Jun'tsi-chzhen の境界に沿って発志哈まで六九〇里にわたって、地面に插し volknut' 縄で結ばれた perevizat' verevkami 柳条 talovyj tychinok から成る境界線 pogramichnaia cherta が延びている。この境界線はモンゴル人の牧地と満洲を分界し、中国語で柳条辺 Liu-t'khiao-bian' と呼ばれている。⁽²⁹⁾

前節の三の A は、この Bichurin jakinf の文を Melikhov が引用したものである。双方の文の側線の部分が両者の食い違いであるが、注意すべきことは、Bichurin jakinf が新辺建設の時期などについては何も書いていないにもかかわらず、Melikhov はこれを「十八世紀の第一・四半期」のこととしている点である。また「一七二六年に設置された吉林省」と書き、前節の三の C では「柳条辺（一七二六年）」と書いているから、一七二六年に吉林省が設置されるれと同時に、その境界の柳条辺が建設されたと考えたのであろう。その一七二六年というのは、Bichurin jakinf にある永吉州設置の雍正四年に相当するから、永吉州と吉林省を同一視しているのであろうが、吉林省の設置は一七二六年ではないし、⁽³⁰⁾ また Bichurin jakinf の文から、「新辺は一七二六年に建設された」という事実

を引き出すことはできない。この文は「永吉州の境界に沿って〔插柳結繩の〕境界線が延びている」というだけだから、新辺が先に存在し、後から設置された永吉州の境界線となったと考えてもいっこう差支えないし、むしろその方がむりがないのである。

もっともこの問題は、新辺建設時期に関する決定的な記録が出てくれば忽ち解決するわけである。ところが稲葉岩吉は「一六八一年には、巴彥仏羅・伊通・赫爾蘇・佈爾圖庫巴爾罕の四辺門が、遽かに創建された⁽³¹⁾」⁽³²⁾と言い、紀実は「威遠堡からほぼ東北に向い法特哈に至る一条の単辺は、康熙九—二十年（一六七〇—一六八一）の修築⁽³²⁾で」と書いているけれども、残念ながらその典拠が示されていない。しかし康熙二十二年（一六八三）三月の上諭に「烏喇に軍糈を饋運するには……陸路をば運んで伊屯門に至り、伊屯門より船に載せて……」⁽³³⁾とあるのを見ると、伊通河に臨む伊通門がこの時は存在したことになるから、新辺もこの時はすでに存在したと考えてよい。さらに動かすことが出来ないのは、冒頭に述べた康熙二十三年（一六八四）版盛京通志の盛京輿地全図に、はっきり新辺が図示されている事実である。これについて Melikhov は、前節の三のBとCのように、この盛京輿地全図は後世になって作成したもので、後から初版本にこれを補ったか、初版本に輿地全図があったとすれば、これと取り替えたかであると主張する。しかしそのばあい、その盛京通志巻一に、布兒徳庫蘇把兒漢門、黒兒蘇門、易屯門、彛志哈門という新辺の四門について記載してあるのを、どのように説明しようというのであろうか。また地図や四つの辺門の記事を、既刊の初版本全部に追加するとか、交換することは、技術的に見て不可能なのではないだろうか。

Melikhov はまた前節の三のCで、松花江水源の問題と地名の同定の問題を取りあげているが、説明不十分のため

真意がわからないので、残念ながら何とも言えない。これとは別に Melikhov 説には、もう一つ問題が残っている。それは d'Anville の中国地図である。周知の通りこの地図はイエズス会士が一七〇八—一七一八年に測量した地図に拠ったものであり、とくに満洲地区を測量したのは一七〇九年といわれるが、これに柳条辺牆は老辺も新辺も明確に図示されているのである。³⁴⁾もし新辺が Melikhov 説のように一七二六年建設ならば、この地図に新辺が図示されるはずがないではないだろうか。

以上によって新辺はぜったいに一七二六年建設ではなく、康熙二十二年（一六八三）ないしは康熙二十三年（一六八四）に存在したことが確実に became と思われる。しかしこの新辺の建設に盛京將軍安珠瑚が係わったかどうかはわからない。その理由の一つは、この新辺の管轄者は寧古塔將軍であったはずだからである。

三、老辺すなわち盛京辺牆が清帝国の正式の国境線だから、康熙二十八年（一六八九）のネルチンスク条約後といえども、辺外の寧古塔・黒龍江兩將軍の所轄地は清帝国の領土ではなく、雍正四年（一七二六）の新辺の建設こそ、兩將軍の所轄地を清帝国の領土に編入しようとする最初の試みであったという説について。

右については、まず柳条辺牆の性質について吟味してみよう。柳条辺牆がつけられたのは、朝鮮人やモンゴル人が満洲に浸透してくるのを防ぐためであった。しかしその浸透は明代の遼東に対するウリヤンハや満洲族の侵寇のような強力なものではなかった。なぜかといえば、朝鮮も内モンゴルも早くから満洲人に屈服し、大規模な侵寇をする力がなかったからである。従って清の辺牆のねらいは、境界を明確にし、私越を許さない点にあった。これは高士奇の扈從東巡日録に、簡潔に表現されている。

道に柳条辺を経たり。插柳結繩、もって蒙古と界いし、南は朝鮮に至り、西は山海関に至る。私越するものあれば必ず重典を置く。故に柳条辺(35)というなり。

これは康熙二十一年（一六八二）の記録で、通過したのは老辺の威遠堡附近であった。

柳条辺牆の東辺は、d'Anvilleの地図によれば、直接に朝鮮と分界する境界線ではなく、朝鮮の北辺には点線で示したもう一つの境界線がある。これについて du Halde は P. Regis に従って次のように説明している。

満洲人は中国を攻撃する前に朝鮮人を征服したが、その満洲人と朝鮮人のいくたびかの戦争の後、ついに辺牆と朝鮮の境界の間に無人の空間を残すよう協定した。この境界は地図上に、点線で示(36)されている。

このように朝鮮の北境との間に無人地帯が存在する以上、東辺がそのまま朝鮮国境だとは言えないし、老辺の西辺および新辺はモンゴルと境いしてはいるが、そのモンゴルは天聰十年（一六三六）に清の太宗に服属し、八旗に編入され、清の統治下に入ったのだから、国際的な国境とは言えない。従って辺牆は単なる盛京將軍および寧古塔將軍の所轄地の境界にすぎず、清帝国の国境などとは言えないのである。

Melikhov はまた清の辺牆が石や煉瓦を使った堅固なもののように書いてはいるが、これは稲葉岩吉が紹介した明代の辺牆の構造と取り違えているのである。(37) 実際は柳辺紀略に「高さものは三四尺、低きものは一二尺」と言っているように輕易なもので、稲葉岩吉の実地の見聞もまたこれを裏付けている。すなわちそれは土堆の高さ三尺、幅三尺、壕の深さ五尺、幅五尺、土堆上の柳樹は長さ六尺のものを二尺埋め、その間隔は約一尺七寸、これを二本の柳の横木か柳の枝で連結したものであった。(38) 従って柳条辺牆は、決して強力な防衛線として役立つようなものでは

なかった。

最後に寧古塔將軍と黒龍江將軍の所轄地の問題である。Melikhov は両將軍の所轄地は、一六八九年のネルチンスク条約で露清の国境が画定された後も清帝國の領土ではなかったというが、そんなことがあり得るだろうか。思うにこれは、前節の四で Melikhov が引用している柳辺紀略の一文を、かれが誤読したためであろう。

それは盛京將軍奉天府尹の所属の地は、京・府・州・県・城を設く。以上「皆入版図。」これに対して寧古塔・黒龍江兩將軍の所属の地は、郡県を設けず、「無版図、羈縻之國居多焉」とあるが、この「版図」をどう読むかという問題である。Melikhov は「無版図」を「帝國の領土に入っておらず」oni ne vklucheny v territoriu imperii と読んでいるが、それであれば「非版図」となっているべきである。「無版図」は従って原義通り「戸籍と地図がない」と読むべきであろう。

Melikhov はまた「郡県を設けず」を領土の問題と関係づけ、雍正四年（一七二六）に永吉州・泰寧県・長寧県が設置され、これによって寧古塔將軍の所轄地の一部が清帝國領に初めて入ったとする⁽³⁹⁾。しかしこれも Melikhov の誤解である。清國の滿洲統治は軍政と民政の二本建てであって、將軍・副都統は旗界を管治する軍政官であり、奉天府尹は民界を管治する民政官であった。雍正四年の永吉州・泰寧県・長寧県の設置は、寧古塔將軍の所轄地に民人が増加したために、それらの地に民界を設けて永吉州以下の州県を設置し、これを奉天府尹の管治下に置いただけのことなのである。⁽⁴⁰⁾

それはそれとして、柳辺紀略が盛京將軍の所属を「入版図」とし、寧古塔・黒龍江兩將軍の所属を「無版図、羈

糜国居多焉」として、其の間に一線を画しているのも首肯できる点が多い。まず地方行政組織を見ると、康熙二十三年（一六八四）版盛京通志卷一四によれば、盛京將軍奉天府尹の所轄では、旗界は將軍直轄界のほかは、興京、鳳凰城、牛莊、蓋平、金州、開原、錦州府、広寧、義州、山海関の一〇城守が管轄し、民界は奉天府管下の遼陽州、承德、海城、蓋平、開原、鉄嶺の諸県と、錦州府管下の錦県、寧遠州、広寧県が管轄して一応整備されていた。これに対して寧古塔・黒龍江將軍の所轄では、康熙末年においては、將軍が吉林と齊齊哈爾に、副都統が吉林、寧古塔、白都訥、三姓、齊齊哈爾、墨爾根、黒龍江に、協領が琿春に、總管が布特哈に設置されて駐防しているだけで、全域が軍政下であり、民政は布かれていなかった。⁽⁴¹⁾柳辺紀略が「郡県を設けず」と書いた所以である。しかしながらまだ民界がなく、民政が布かれていなくとも、將軍以下が統治している以上、その地は立派な清国領のはずである。

また乾隆元年版盛京通志の戸口・田賦・旗田・税課の記事は大部分が盛京関係で、寧古塔・黒龍江の分は僅かである。とくに戸口・田賦について寧古塔・黒龍江関係は、雍正四年以降の永吉州と長寧県の分が記載されているだけである。⁽⁴²⁾恐らくこれが盛京の所轄は「版図（戸籍と地図）に入っている」が、寧古塔・黒龍江の所轄は「版図（戸籍と地図）がない」と柳辺紀略が書いている実際の理由であろう。

この盛京將軍奉天府尹の所轄には旗地のほかに民地があり、康熙十八年（一六七九）の調査では民地の面積は旗地の面積の五分の一にすぎなかったが、民地には賦税、民人には丁銀を課し、旗地では土地から租糧を徴収していた。これに対して寧古塔・黒龍江兩將軍の所轄には、康熙年間には旗地・官莊・公田はあったが民地はなく、その

旗地には賦税を課されなかった。⁽⁴³⁾ これもまた版図の有無と関連してくるのである。

さらに寧古塔・黒龍江両將軍の所轄には、飛牙喀、索倫、達呼爾のような納貢民が居た。飛牙喀（ギリヤーク）は黒龍江河口附近の住民であるが、順治十六年（一六五九）に清に帰服、進貢して以来、康熙に入っても入貢を怠らなかつた。⁽⁴⁴⁾ 索倫、達呼爾は黒龍江上流域およびゼーヤ河下流域に住んでいたが、ロシア人を避けて一六五四年ころ嫩江流域に移住し、爾来もつとも忠実に清に入貢した。清は康熙初年から索倫、達呼爾の頭目（後に副都統品級、総管）を任命し、常額の貂皮を納貢させていた。⁽⁴⁵⁾ 柳辺紀略が「羈縻の国、多きに居る」と書いたのは、このような納貢部族の存在を念頭に置いたのであろう。

以上のように職官、戸口、田賦、旗田、税課、納貢部族などを通じて盛京將軍と寧古塔・黒龍江両將軍の所轄を比較してみると、様相が非常に違い、前者に較べて後者が遙かに後進地域であったことがわかる。しかしながら黒龍江上流や呼倫貝爾地方は別として、それ以外の両將軍の所轄は明らかに清國領であった。最後にこれを立証する一例として、康熙九年（一六七〇）の一資料をあげておく。

理藩院は遵旨議覆す。凡べて奉旨特遣及び本院差往の蒙古各旗徧伝事務或いは巡察斥埃送詔等の事は、内地馳駅よりほかも、仍ち信牌を給し、^{すなわち}辺外の馭馬に乗ることを許す。其餘は惟扎頼特・杜爾伯特・郭爾羅斯・席北・索倫・打虎兒・寧古塔・卦爾察等の処に遣往するものは、本院の印文を給し、内地にて乗る所の馭馬の數に照して、⁽⁴⁶⁾ 辺外の馭馬に乗る……。

右の八個所のうち寧古塔を除く七個所は、すべて康熙二十二年（一六八三）に設置された黒龍江將軍の所轄となつ

たところである。このような交通通信の制度が確立していたことは、兩將軍の所轄地域に対する清國政府の支配が確立していたことを示す何よりの証拠であろう。

四

清の柳条邊牆は、以上のように明の遼東邊牆を東西に拡張して建設されたものである。その一部は清の入関前、太宗の崇徳三年（一六三八）に改修されたが、全面的な整備を行なったのは、開原以南の西辺は順治十一年（一六五四）、東辺は康熙十一年（一六七二）である。開原以北、發志哈に至る新辺の建設年代については、正確なことはわからないが、恐らくその後で、しかも康熙二十二年（一六八三）以前であろう。その理由は、康熙二十二年の上諭の中に「伊屯門」の名が出てくるからである。また康熙二十三年（一六八四）版盛京通志の盛京輿地全図と本文に、新辺について記載されていることもこれを裏づける。Melikhoフの唱える新辺の建設を雍正四年（一七二六）とする説は、その根拠となっている Bichurin lakinf の文をかれが誤読したものであるから、これを認めることはできない。

柳条邊牆は建設後も展辺といわれる拡張工事や補修、補強の工事が行なわれた。康熙十七年（一六七八）から同二十二年（一六八三）まで盛京將軍の職に在った安珠瑚もそれらのことを行なったに違いないが、工事内容・工期間など具体的なことはわからない。

柳条邊牆建設の目的は、明の遼東邊牆と同じく外部の侵入に対処するためであった。しかしながら明の遼東邊牆

はウリヤンハや満洲族の強力な侵寇に備えるためだから堅固であったが、清の柳条辺牆はこれに較べて軽易なものであった。これは清国に屈服した朝鮮や内モンゴルの民人の私越を防ぐのがねらいであったから、境界が明確であればよかつたためである。ましてやこれは国境線などではなかつた。内モンゴルは外国ではないし、朝鮮の国境線との間には無人地帯があつたからである。

ただし盛京辺牆ともいわれる盛京將軍奉天府尹の所轄を囲む柳条辺牆の老辺の内と外とは、様相が非常に違つていたことは事実である。すなわち辺内には旗界と並んで民界があり、乾隆元年版盛京通志卷一二に「編戸〔民人の戸籍に編入した家〕は則ち守令〔知府、知州、知県〕これを治め、八旗は則ち城守これを轄す」とあるように、行政の制度も整い、民地の賦税、民人の丁銀、旗地の租糧もそれぞれ規定に従つて徴収されていた。すなわち「郡県を設け、版図に入つ」ていたのである。これに対して老辺の外の寧古塔・黒龍江兩將軍の所轄では、旗界のみで民界は未だなく、將軍・副都統・総管などが管治して府州県を置かず、従つて戸籍・地図もなく、旗地には賦税も課されなかつた。さらに辺境には旧式の納貢部族があり、原始の面影を留めていたので、まさに「郡県を設けず、版図なく、羈縻の国、多きに居る」であつた。然るに Melnikov はこの「版図なく」を誤つて「領土ではなく」と読んで、兩將軍の所轄は清帝国領ではなかつたとしたが、これはかれが誤つて柳条辺牆をもつて清帝国の国境としたためでもある。しかしながら一例としてあげた康熙九年の駅馬使用規定を見ても、兩將軍の所轄に清国の支配が確立していたことは明らかだから、Melnikov の説を認めることはできないのである。(一九七七・二・二〇)

(東海大学講師)

註

- (1) 稲葉岩吉 明代遼東の辺牆 滿洲歴史地理 第二卷 第七篇 四六〇—五四六頁。
- (2) 稲葉岩吉 増訂滿洲發達史 一九三五 三一六—三二六頁。楊賓 柳辺紀略 卷一。青木富太郎 万里の長城 一九七二 二九—三二頁。紀実 柳条辺の歴史和蘇修的謬論 (歴史研究 一九七五 三) 一一〇—一一九頁。
- 最後の紀実の論文には、「柳条辺建置調査紀実」が引用されているが、見ることができなかった。
- (3) 盛京通志には、康熙二十三年(一六八四)纂修の三二二巻本、康熙五十年(一七一二)のその補刊本。乾隆元年(一七三六)纂修の四八巻本、咸豊二年(一八五二)のその補修本。乾隆四十八年(一七八三)纂修の一三〇巻の増修本がある。
- なお康熙二十三年版盛京通志卷一一に列挙してある辺門の名称および老辺、新辺の区分は次の通りである。
- 鳳凰城門、鑿河門、興京辺門、謙殿門、英額門、威遠堡門、彘庫門、彰武台門、白土廠門、清河門、九官台門、松嶺子門、長嶺子門、新台門、黒山口門、高台堡門、平川堂門(以上老辺)、布兒徳庫蘇把兒漢門、黒兒蘇門、易屯門、発哈哈門(以上新辺)。
- (4) G. V. Melikhov, Man'chzhury na severo-vostoke

(XVII v.), Moskva, 1974.

なお G. V. Melikhov はソ連科学アカデミー世界経済・国際関係研究所の所員で、八旗通志、大清歷朝実録、柳辺紀略、明代、清初、モンゴルなどに関する論文を発表している。漢文資料をよく使っているのが特色である。

柳条辺牆国境説は、たゞえば Akademii Nauk SSSR, Russko-Kitajskie otnosheniia v XVII veke (十七世紀の露中関係) Tom I, Moskva, 1969, str. 11. に「滿洲や中国の資料の示す通り、一六六〇年代のポグダイ領すなわち滿洲領の境界は、アムールから遠く南方に当る中央滿洲の地方であり、いわゆる柳条辺牆の線で限られていた。その柳条辺牆が建設されたのは一六七八年である。たとえば寧古塔と吉林とこれに隣接する地域はまだ清帝国の中に入っておらず、境域の外にあると考えられていた」とある。これは V. S. Miasnikov が Melikhov の K istorii proniknoveniia man'chzhurov v bassejn verkhnego Amura v 80-ikh godakh XVII v. (Man'chzhurskoe vladychestvo v Kitae, M., 1966, str. 113-127) に拠って解説したものである。

(5) Melikhov, G. V., Man'chzhury na severo-vostoke (XVII v.), Moskva, 1974. (略称 Melikhov, MSV.) str. 85-86.

- (6) Tam zhe, str. 89.
 (7) Tam zhe, str. 90-91.
 (8) Tam zhe, str. 87, 92-93.
 (9) Tam zhe, str. 103-105.
 (10) Tam zhe, str. 105-106.
 (11) Tam zhe, str. 106-107.
 (12) Tam zhe, str. 118.
 (13) Tam zhe, str. 107-108.
 (14) Tam zhe, str. 114.
 (15) Tam zhe, str. 117-118.
 (16) Tam zhe, str. 110-111.
- 康熙二十三年版盛京通志卷八の盛京疆域は次の通り。「東は海に至る四千三百余里、東海に界いし、西は山海関に至る八百余里、山海関に界いし、南は海に至る七百三十余里、海に界いし、北は辺に至る二百六十余里、辺に界いし、東南は至喀塔山に至る二千余里、朝鮮に界いし、西南は海に至る八百余里、海に界いし、東北は飛牙略に至る四千余里、東海に界いし、西北は九官台辺門に至る四百五十余里、蒙古に界いす。……」Melikhov はこれについて、東方と東北方の境界は偽造されたものであるが、北方と西北方は現実的で、この地域こそ盛京將軍の眞の所轄地であると主張す。(Melikhov, MSV, str. 110-111)

清の柳条辺牆について 吉田

- (17) Melikhov, MSV, str. 112.
 (18) Tam zhe, str. 116.
 (19) Tam zhe, str. 117.
 (20) Tam zhe, str. 117.
 (21) 太宗実録四一一五～一六。なお攬盤の位置については、稻葉若吉「増訂滿洲發達史 三一九頁、西辺の位置については、稻葉若吉「明代遼東の辺牆 五〇三頁を参照。
 (22) 聖祖実録二一二五、順治十八年五月丁巳。
 (23) Melikhov, MSV, str. 90.
 (24) 聖祖実録五一二二～二三、順治十八年十二月壬申。
 (25) 乾隆元年版盛京通志卷一六 関隘。
 (26) 右同 卷一九 職官。
 (27) 白石嘴門は錦州西南二二〇里にあり、順治八年に初めて水口に設け、順治十一年には辺牆が出来たが、防禦品級一員は錦州府に駐していた。ところが康熙十四年に高台堡に展辺したので、防禦品級一員は康熙十八年に辺門に移駐し、さらに康熙二十五年には寛邦に、康熙三十年（あるいは三十六年）に白石嘴に展辺して辺門を設けた（乾隆元年版盛京通志卷一六、一九）。大清一統志卷四四四は、白石嘴展辺を康熙三十六年としている。
- (28) Melikhov, MSV, str. 106.
 (29) Bichurin, N. iakinf, Statisticheskoe opisanie kit.

aïskoï imperii, spb, 1842, ch. 2, str. 27-28.

- (30) 乾隆元年版盛京通志卷一〇には、「雍正四年、於吉臨烏喇境內、増設永吉州、隸奉天府」とあり、同卷一九には「永吉州、知州一員^{雍正五年設}」とある。また清史卷五七には「雍正五年、置永吉州、隸奉天。乾隆十二年、改吉林府、仍隸將軍。」とあり、永吉州は二〇年間しか存続しなかった。寧古塔將軍が吉林將軍と改められたのは乾隆二十二年（一七五七）だし、吉林將軍の所轄が正式に吉林省となり巡撫が置かれたのは、光緒三十三年（一九〇七）である。もっとも *de Haide* の Description では、吉林を *gouvernement* としているから、これを省だとすれば、十八世紀前半には使われていたことになるし、一七六二年には、上論にも東三省と言っているという。（矢野仁一 滿洲近代史 一二頁）。しかし將軍の所轄の省と、奉天府尹に隸する知州の所轄の永吉州とは異質のものである。
- (31) 稻葉岩吉 増訂滿洲發達史 三三八頁。
- (32) 紀実 柳条辺の歴史和蘇修的謬論 一一二—一二三頁。
- (33) 聖祖実録一〇八一—三、康熙二十二年三月庚戌。
- (34) *du Haide, Description de l'Empire de la Chine et de la Tartarie Chinoise, Tome IV, p. 64.*
- (35) 高士奇 扈從東巡日録 康熙二十一年三月癸亥の項。通過地点については、園田一亀 南懷仁の滿洲旅行に對す
- の考察(2) (滿蒙一二ノ三) 四四頁。
- (36) *du Haide, Description, Tome IV, p. 424.* 地図は p. 422.
- (37) 明代滿洲の八種類の構造の辺疆については、稻葉岩吉が明代遼東の辺疆の五三九—五四三頁で紹介し、さらに増訂滿洲發達史の三三二—三三三頁に転載している。Melikhov は後者に拠つたとしてゐる。
- (38) 稻葉岩吉 増訂滿洲發達史 三三三—三三四頁。
- (39) Melikhov, MSV. str. 117. 本文の八頁にすでに引用してあり、「寧古塔・黒龍江の領域(……吉林の一部だけではあるが)を清帝國の構成の中に入れようという最初の試みが、ようやく雍正四年(一七二六)になつて行なわれた」となっている。これは明らかに永吉州(吉臨烏喇)・泰寧県(寧古塔)・長寧県(白都納)が雍正四年に設置されたのを指している(乾隆元年版盛京通志卷一〇)。
- (40) 矢野仁一 滿洲近代史 三〇頁。
- (41) 乾隆元年版盛京通志卷一九による。なお吉林と黒龍江の副都統は、康熙年間に一時欠けていたことがある。
- (42) 乾隆元年版盛京通志卷二三百口、卷二四田賦 旗田、税課。
- (43) 周藤吉之 清代滿洲土地政策の研究 一〇—一二頁 四〇五—四〇六頁。

(44) 順治十六年三月辛丑、費牙喀部落克爾格孫等九村(世祖實錄一二四一六)。順治十八年六月辛巳、飛牙喀奚蘇克等七屯(聖祖實錄三十三)。康熙三年十月乙丑、飛牙喀地方二村(聖祖實錄三三八)。康熙八年十二月戊寅、飛牙喀地方哈蘭莊三家頭目郭噶等(聖祖實錄三二二四)。康熙十二年十一月甲午、飛牙喀地方頭目伊得圖魯等(聖祖實錄四四一六)。

(45) 索倫の入貢年(西曆)、入貢者、典拠(世は世祖實錄、聖は聖祖實錄)。

一六五五、訥墨札河頭目伊庫達(世九六一八)。一六五六、達爾巴(世一〇四一六)、吳默德(世一〇五一二)。一六五七、馬魯格(世一〇一九)、虎爾格與爾達爾漢(世一一〇一一六)。一六五八、達把代(世二二二一五)。一六五九、能吉勒屯頭目韓批理(世二二五一二六)、胡爾格烏爾達爾漢(世二二七一六)。一六六〇、布勒、蘇定噶(世一三四一八)、索朗阿達爾漢子查木蘇(一三八一五)。一六六四、布勒(聖一三一二)。一六六九、噶爾圖(聖三〇一一)。一六七二、副都統品級扎木素(聖三九一二)。一六八五、副都統品級渣木素(聖二二二一一八)。

初め索倫總管、達呼爾總管各一員、索倫副總管五員、達呼爾副總管三員を置き、これを打牲頭目、副頭目とも言ったが、康熙三十年(一六九一)滿洲總管一員を増設して總

管を三員とし、ついで雍正六年(一七二八)滿洲副總管八員を増設して副總管を十六員とした。すなわち布特哈總管である(乾隆元年版盛京通志卷一九、西清黑龍江外記卷三)。黑龍江述略卷二では、索倫總管、達呼爾總管の初設を康熙三十年としているが、聖祖實錄に照して明らかに誤りである。皇朝文獻通考卷一八四、兵考四、黑龍江八旗駐防には、布特哈總管の初設を康熙二十三年としているが、これも疑問である。聖祖實錄二二一七に、康熙六年(一六六七)六月甲戌に、打虎兒を編して十一佐領と為し、頭目を設けて管轄せしむべしとあるからである。

常額の貂皮の納貢については「康熙二十四年(一六八五)十月庚寅、戸部題す、索倫打虎兒の貢する貂皮、常額に及ばず」とある(聖祖實錄二二二一八)。

(46) 聖祖實錄三二二三。